

5. (1)未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

大綱
37～39
44～46
ページ

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

2019年度(平成31年度)税制改正要望において、厚生労働省がひとり親に対する税制上の支援措置の拡充を要望し、未婚のひとり親に対する個人住民税の非課税措置が講じられることとなったが、婚姻によらないで母(父)となった者に対する寡婦(寡夫)控除の適用については、法律婚を基礎とする伝統的家族観を重視する声もあり、改正に至らなかった。しかし、2020年度(令和2年度)税制改正により、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、今回寡婦(寡夫)控除が改正される。

(2)内容

- ①未婚のひとり親に寡婦(寡夫)控除を適用する。一減税
- ②寡婦(女性)に寡夫(男性)と同等の所得制限(合計所得金額500万円以下)を設ける。一増税
- ③寡婦(寡夫)控除の控除額を、子ありの寡夫(男性)と子ありの寡婦(女性)で同額とする。
(子ありの寡夫(男性)の控除額の引き上げ。)一減税
- ④住民票に事実婚であることが明記されている場合(※)は、寡婦(寡夫)控除の適用はなしとする。
(※)住民票の続柄欄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がある場合。

(3)適用時期

2020年(令和2年)分以後の所得税、2021年度(令和3年度)分以後の個人住民税について適用する。
(給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用ができることとする。)

2. 改正の趣旨・背景

(1) 婚姻歴の有無による不公平

配偶者と離婚や死別したひとり親で一定の要件を満たす者は、寡婦(寡夫)控除の適用が受けられるが、未婚のひとり親は寡婦(寡夫)に該当しないため、寡婦(寡夫)控除の適用が受けられない。

昨今のひとり親家庭となった理由をみると、未婚によるものの件数が増加(※1)しており、死別と並ぶ水準(※2)に達している。このような状況を踏まえ、未婚のひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るための税制上の支援措置を講ずる。

(※1)厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(2016年(平成28年))によると、ひとり親家庭(母子家庭)となった理由が「未婚」である割合は、5.3%(1983年(昭和58年))から8.7%(2016年(平成28年))に増加している。

(※2)厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(2016年(平成28年))によると、ひとり親家庭(母子家庭)となった理由が「死別」である割合は、8.0%(2016年(平成28年))となっている。

(2) 男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平

1981年度(昭和56年度)の税制改正で寡婦(女性)に認められている措置を必要な範囲内で男性にも及ぼすという税法の整備の観点から、父子家庭のための措置として寡夫控除が創設された。一方、寡夫(男性)の場合は寡婦(女性)と異なり、通常は既に職業を有しており、妻と死別・離別した場合でも、引き続き事業を継続し、勤務するのが一般的であり、一定程度の収入を得ている者も多いものと考えられることから、一定の所得制限(合計所得金額500万円以下)を設けている。しかし、昨今共働きの世帯が増加(※3)している状況にあり、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消する観点から寡婦(女性)に寡夫(男性)と同等の所得制限(合計所得金額500万円以下)を設ける措置を講ずる。

(※3)総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細集計)」によると、(男性雇用者と無職の妻からなる世帯)は、1,114万世帯(1980年(昭和55年))から600万世帯(2018年(平成30年))に減少しており、(雇用者の共働き世帯)は、614万世帯(1980年(昭和55年))から1,219万世帯(2018年(平成30年))に増加している。

3. 改正の内容

- ①未婚のひとり親が生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下である者に限る)を有し、かつ未婚のひとり親の合計所得金額が500万円以下である場合には、寡婦(寡夫)控除を適用する。一減税
- ②寡婦(女性)に寡夫(男性)と同等の所得制限(合計所得金額500万円以下)を設ける。一増税
- ③寡婦(寡夫)控除の控除額を子ありの寡夫(男性)と子ありの寡婦(女性)で同額とする。
(子ありの寡夫(男性)の控除額の引き上げ。)一減税
- ④扶養親族のいない死別の寡婦(女性)(合計所得金額500万円以下)、子以外の扶養親族を有する死別・離別の寡婦(女性)(合計所得金額500万円以下)については、控除額は改正前のままであり、扶養親族のいない死別の寡夫(男性)(合計所得金額500万円以下)、子以外の扶養親族を有する死別・離別の寡夫(男性)(合計所得金額500万円以下)には、寡夫控除の適用範囲を拡大していない。(以下の図の点線箇所を参照)

表の見方:改正前→改正後。金額の上段が所得税、下段が個人住民税。

納税義務者:女性(寡婦控除) (単位:万円)

配偶関係		⑤ 死別(※1)		離別(※1)		未婚(※1)	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子(※2)	35 27 → × 26 → ×	35 30	27 → × 26 → ×	① 0 → 35 0 → 30	-
		子以外	④ 27 26	27 26	27 → × 26 → ×	-	-
	無	27 26	-	-	-	-	-
		27 26	-	-	-	-	-

納税義務者:男性(寡夫控除) (単位:万円)

配偶関係		⑤ 死別(※1)		離別(※1)		未婚(※1)	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子(※2)	③ 27 → 35 26 → 30	-	③ 27 → 35 26 → 30	① 0 → 35 0 → 30	-
		子以外	④ -	-	④ -	-	-
	無	-	-	-	-	-	-

(※1)住民票に事実婚であることが明記されている場合を除く。

(※2)子は、総所得金額等の合計額が48万円以下である者に限る。

5-3 (所得・住民税:寡婦(寡夫)控除の見直し)

3. 改正の内容

- ⑤住民票に事実婚であることが明記されている場合とは、住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載があることを指し、記載がある場合には寡婦(寡夫)控除の適用は受けられないため、住民票を確認する必要がある。(以下の図を参照)

The image shows two versions of a Resident Register (住民票) form. The left form is the standard form, and the right form is a modified version. A red box highlights the '続柄' (Relationship) field in the right form, and a callout box points to it with the text: 住民票の続柄欄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載. Below the forms, there is a note: この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。 *年*月*日 ***** 印

4. 適用時期

2020年(令和2年)分以後の所得税、2021年度(令和3年度)分以後の個人住民税について適用する。
 (給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用ができることとする。
 なお、給与所得者については2020年(令和2年)分の年末調整において適用できることとする。)

【参考】所得控除の改正のまとめ(平成30年度・令和2年度税制改正)

※色塗りは改正箇所

所得控除(人的控除)			令和元年分の所得税 令和2年度分の個人住民税		令和2年分以後の所得税 令和3年度分以後の個人住民税		改正の内容
			所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	
基礎控除 (平成30年度税制改正)	合計所得金額	2,400万円以下	38	33	48	43	(1)合計所得金額2,400万円以下の者の控除額が一律10万円増額。 (2)合計所得金額が2,400万円超2,500万円以下の者の控除額が、その合計所得金額に応じて減額。 (3)合計所得金額が2,500万円を超える者の控除の適用不可。
		2,400万円超2,450万円以下			32	29	
		2,450万円超2,500万円以下			16	15	
		2,500万円超			-	-	
配偶者控除 (平成30年度税制改正)	控除対象配偶者	13・26・38(※1)	11・22・33(※1)	13・26・38(※1)	11・22・33(※1)	配偶者控除の適用要件となる配偶者の合計所得金額が38万円以下から48万円以下となる。 (48万円超から、配偶者特別控除の適用)	
	老人控除対象配偶者	16・32・48(※1)	13・26・38(※1)	16・32・48(※1)	13・26・38(※1)		
配偶者特別控除 (平成30年度税制改正)		1~38(※2)	1~33(※2)	1~38(※2)	1~33(※2)	配偶者特別控除の適用要件となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下から48万円超133万円以下となる。 (133万円超は、配偶者特別控除の適用不可)	
扶養控除 (平成30年度税制改正)	一般の扶養親族	38	33	38	33	扶養控除の適用要件となる扶養親族の合計所得金額が38万円以下から48万円以下となる。 (48万円超は、扶養控除の適用不可)	
	特定扶養親族	63	45	63	45		
	老人扶養親族	48	38	48	38		
	同居老親	58	45	58	45		
寡婦控除 (令和2年度税制改正)	扶養親族(子以外) 扶養親族(無・死別)	27	26	27	26	(1)所得制限(合計所得金額500万円以下)を設定。 (2)住民票に事実婚であることが明記されている場合を除く。	
	扶養親族(子)	35	30	35	30		
寡夫控除 (令和2年度税制改正)		27	26	35	30	(1)一定の要件を満たす未婚のひとり親を適用対象者に追加。 (2)控除額を子ありの寡婦と同額に増額。 (3)住民票に事実婚であることが明記されている場合を除く。	
勤労学生控除 (平成30年度税制改正)		27	26	27	26	勤労学生控除の適用要件となる本人の合計所得金額が65万円以下から75万円以下となる。 (75万円超は、勤労学生控除の適用不可)	

※1 本人の合計所得金額により控除額が決まる。なお、本人の合計所得金額が1,000万円超の場合には配偶者控除は適用されない。

※2 本人の合計所得金額により控除額が決まり、かつ、配偶者の合計所得金額が増えると控除額が逡減する。なお、本人の合計所得金額が1,000万円超の場合には配偶者特別控除は適用されない。

5-5 (所得・住民税:寡婦(寡夫)控除の見直し)

【参考】給与所得控除・公的年金等控除の改正のまとめ(平成30年度税制改正)

※色塗りは改正箇所

		令和元年分の所得税 令和2年度分の個人住民税		令和2年分以後の所得税 令和3年度分以後の個人住民税		
各種所得計算上の控除		控除額(単位:万円)	控除額(単位:万円)	改正の内容		
給与所得控除 (平成30年度税制改正)	給与等の 収入金額 (A)	162.5万円以下	65	55	(1)控除額の一律10万円の減額。 (2)控除額の上限を220万円から195万円に減額。 (3)控除額の上限(195万円)が適用される基準となる給与等の収入金額の引き下げ。(※1) (4)介護・子育て世帯に対する所得金額調整控除の設定。(※2) (5)給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方がある場合の所得金額調整控除の設定。(※3)	
		162.5万円超180万円以下	(A) × 40%	(A) × 40% - 10		
		180万円超360万円以下	(A) × 30% + 18	(A) × 30% + 8		
		360万円超660万円以下	(A) × 20% + 54	(A) × 20% + 44		
		660万円超850万円以下	(A) × 10% + 120	(A) × 10% + 110		
		850万円超1,000万円以下				
1,000万円超	220	195				
公的年金等控除 (平成30年度税制改正)	公的年金等の 収入金額 (B)	65歳未満	130万円未満	70	60	(1)控除額の一律10万円の減額。 (2)控除額の上限を195.5万円に設定。 (3)年金以外の所得が高い年金所得者に対して控除額を引き下げる仕組みの導入。(※4)
			130万円以上410万円未満	(B) × 25% + 37.5	(B) × 25% + 27.5	
			410万円以上770万円未満	(B) × 15% + 78.5	(B) × 15% + 68.5	
			770万円以上1,000万円未満	(B) × 5% + 155.5	(B) × 5% + 145.5	
			1,000万円以上			
	65歳以上	330万円未満	120	110		
		330万円以上410万円未満	(B) × 25% + 37.5	(B) × 25% + 27.5		
		410万円以上770万円未満	(B) × 15% + 78.5	(B) × 15% + 68.5		
		770万円以上1,000万円未満	(B) × 5% + 155.5	(B) × 5% + 145.5		
		1,000万円以上			195.5	

※1 給与所得控除額の上限(195万円)が適用される基準となる給与等の収入金額を1,000万円超から850万円超に引き下げる。

※2 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ、特別障害者・23歳未満の扶養親族を有する者・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者のいずれかに該当する場合には、給与所得の金額から次の算式で計算した金額[給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円]×10%を控除する。

※3 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、かつ、それらの合計額が10万円を超える場合は給与所得の金額から次の算式で計算した金額[給与所得の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)-10万円]を控除する。

※4 年金所得者の「公的年金等に係る雑所得」以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には、控除額を上記表の色塗り箇所の控除額から更に一律10万円減額する。
年金所得者の「公的年金等に係る雑所得」以外の合計所得金額が2,000万円超の場合には、控除額を上記表の色塗り箇所の控除額から更に一律20万円減額する。

5. (2)未婚のひとり親に対する個人住民税の非課税措置

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

未婚のひとり親に対する税制上の支援措置として、2019年度(平成31年度)税制改正で単身児童扶養者が個人住民税の非課税措置の対象者に追加されたが、2020年度(令和2年度)税制改正で未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われることに伴い、個人住民税の非課税措置の対象者についても改めて見直しを行う。

(2)内容

- ①個人住民税の非課税措置の対象者となる寡婦及び寡夫の要件を見直す。
- ②個人住民税の非課税措置の対象者を単身児童扶養者から未婚のひとり親に見直す。

(3)適用時期

2021年度(令和3年度)分以後の個人住民税について適用する。

2. 改正の趣旨・背景

2019年度(平成31年度)税制改正において、寡婦(寡夫)控除の見直しに先行して個人住民税の非課税措置の対象者に単身児童扶養者を追加する改正が行われていたが、2020年度(令和2年度)税制改正で未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われることに伴い、個人住民税の非課税措置の対象者についても改めて見直しが行われることとなった。

3. 改正の内容

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴い、個人住民税の非課税措置の対象者を以下の通りに見直す。

個人住民税の非課税措置の対象者(一部)	
改正前 (2019年度(平成31年度)改正)	改正後 (2020年度(令和2年度)改正)
寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が135(※1)万円以下の者 +以下の条件を全て満たす者(単身児童扶養者)を追加 ①前年の合計所得金額が135(※1)万円以下の者 ②現に婚姻(※2)をしていない者又は配偶者(※2)の生死の明らかでない者 ③生計を一にする子(前年の総所得金額等の合計額が48万円以下である者に限る)を有する父又は母 ④児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母	寡婦(※3)又は寡夫(※3)で前年の合計所得金額が135(※1)万円以下の者 +以下の条件を全て満たす者(未婚のひとり親)(※3)を追加 ①前年の合計所得金額が135(※1)万円以下の者 ②現に婚姻をしていない者 ③生計を一にする子(前年の総所得金額等の合計額が48万円以下である者に限る)を有する父又は母 ④削除

※1. 2020年度(令和2年度)分までは前年の合計所得金額が125万円以下の者が非課税措置の対象となる。

2018年度(平成30年度)税制改正において、2021年度(令和3年度)分以後、前年の合計所得金額が135万円以下の者を対象とする見直しが行われている。

※2. 婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

※3. 寡婦(寡夫)及び未婚のひとり親の要件について、住民票に事実婚であることが明記されている場合を除く。

4. 適用時期

2021年度(令和3年度)分以後の個人住民税について適用する。